

守谷市告示第16号

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金交付要綱を次のように定める。

平成31年2月19日

守谷市長 松 丸 修 久

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則（平成30年守谷市規則第34号。以下「施行規則」という。）第6条第1項第1号に規定するまちづくり協議会（以下「協議会」という。）が行う活動に対する交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定め、協議会の自主的かつ主体的な活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、守谷市協働のまちづくり推進条例（平成30年守谷市条例第30号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(交付対象団体)

第3条 交付対象団体は、条例第11条第1項の規定により市長が認定した協議会とする。

(交付対象活動及び交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行われる活動であって、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会が行う活動で、条例第14条各号のいずれにも該当するもの
- (2) 協議会の運営に係る活動

2 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、前項各号に掲げる活動に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費は、交付対象経費から除くものとする。

- (1) 市の他の補助金等の交付を受け、又は受ける見込みのある活動に要する経費
- (2) 特定の個人又は団体等のみの利益になる活動に要する経費
- (3) 専ら営利を目的とした活動に要する経費
- (4) 協議会の運営及び活動の事務を支援する者に対する謝礼
- (5) その他交付対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費の実支出額又は市長が別に定める均等割額及び人口割額を合算した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか少ない額とする。

（交付金の使途及び制限）

第6条 協議会は、交付を受けた交付金を交付対象経費以外の用途で使用してはならない。

2 協議会は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（交付の申請）

第7条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）交付対象活動計画書（様式第2号）

（2）収支予算書（様式第3号）

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、交付の可否を決定し、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金交付可否決定通知書（様式第4号）により、当該協議会に通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第9条 交付金の交付の決定を受けた協議会（以下「交付決定協議会」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更し、又は交付対象活動の遂行が困難となり中止しようとするときは、あらかじめ守谷市まちづくり協議会活動支援交付金変更等申請書（様式第5号）により市長に提出しなければならない。ただし、当該変更等が軽微なものであると認められる場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、変更等の可否を決定し、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金変更等可否決定通知書（様式第6号）により、当該交付決定協議会に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定協議会は、交付対象活動終了後速やかに守谷市まちづくり協議会活動支援交付金実績報告書兼交付請求書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）交付対象活動実績書（様式第8号）

（2）収支決算書（様式第9号）

（3）交付対象経費の支払を証する書類の写し

（4）積立金がある場合は、積立状況が分かるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査した上で、交付金の額を確定し、交付決定協議会に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金確定通知書（様式第10号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

(交付金の概算払)

第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、第8条の規定により決定した交付金の額の範囲内において、活動が終了する前に概算払により交付金を交付することができる。

2 前項の概算払により交付金の交付を受けようとする交付決定協議会は、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により交付金の概算払を受けた交付決定協議会は、第11条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかにその確定額に基づき交付金の精算をしなければならない。

(交付金の積立)

第13条 協議会は、特定の年度に実施する多額の経費を要する交付対象活動であって、市長が特に必要と認める活動（以下「特定活動」という。）を実施しようとするときは、交付された交付金を積み立てることができる。この場合において、積み立てることができる交付金の額は、一会計年度につき50万円を限度とし、複数の特定活動の経費を同時に積み立てることはできないものとする。

2 協議会は、交付金を積み立てようとするときは、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動協議書（様式第12号。以下「特定活動協議書」という。）及び市長が必要と認める書類を申請書に添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申請書を提出した後に特定活動協議書を提出するときは、あらかじめ市と協議を行わなければならない。

3 市長は、前項の特定活動協議書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、当該特定活動を承認するとともに、その旨を守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動承認通知書（様式第13号）により、当該協議会に通知するものとする。

4 積立てた交付金（以下「積立金」という。）は、前項の規定により承認された特定活動の実施に要する経費に充てなければならない。

5 積立金は、他の会計と区分して管理しなければならない。

6 積立金により生じた利息は、積立金とみなす。

(特定活動の変更等)

第14条 交付決定協議会は、特定活動の内容を変更し、又は遂行が困難となり中止しようとするときは、遅滞なく、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動変更等協議書（様式第14号。以下「特定活動変更等協議書」という。）及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。ただし、特定活動の内容を変更する場合であつて、当該変更が軽微な変更であると認められるときは、この限りでない。

2 市長は、特定活動変更等協議書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で、当該特定活動の変更等の可否を決定し、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動変更等可否決定通知書（様式第15号）により、当該交付決定協議会に通知するものとする。

(特定活動の実施報告)

第15条 交付決定協議会は、特定活動終了後速やかに守谷市まちづくり協議会特定活動実施報告書（様式第16号。以下「特定活動実施報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 特定活動収支決算書（様式第17号）
- (2) 特定活動に要した額を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(積立金の精算)

第16条 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査した上で、精算額を確定し、守谷市まちづくり協議会特定活動精算額確定書（様式第18号。以下「特定活動精算確定書」という。）により、当該交付決定協議会へ通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた交付決定協議会は、速やかに積立金の精算をしなければならない。

(交付金の決定等の取消し)

第17条 市長は、交付決定協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付対象活動に係る交付金の交付又は特定活動の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象活動又は特定活動を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により交付金の交付又は特定活動の決定を受けたとき。
- (3) 第6条の規定に違反したとき。
- (4) 交付金の交付又は特定活動の承認の内容若しくは、これに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (5) その他市長が交付金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金決定取消通知書（様式第

19号)により、当該協議会に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により特定活動の承認の全部又は一部を取り消したときは、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動取消通知書(様式第20号)により、当該協議会に通知するものとする。

(交付金の返還)

第18条 市長は、交付決定協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金等返還通知書(様式第21号)により、交付金又は積立金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第9条の規定による交付金の額の変更があった場合であって、変更後の交付申請額が交付決定額を下回るとき。
- (2) 前条第1項の規定により交付金の交付又は特定活動の承認の全部又は一部を取り消したとき。

(関係書類の整備及び公開)

第19条 協議会は、交付対象活動の遂行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(以下「関係書類」という。)を常に整備し、閲覧の用に供するものとする。この場合において、関係書類に含まれる個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守するものとする。

(報告、指示及び検査等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に対して質問をし、報告を求め、若しくは交付対象活動の遂行上必要な指示をし、又は第19条の関係書類を検査することができる。

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	主な使途内容
報償費	講師等に係る謝礼等
需用費	活動等に係る消耗品代, 会議におけるお茶代, チラシやポスターの印刷代, 機械の燃料代, 備品・器具等の修理代 ※ 1日の作業時間が概ね2時間以上となる作業（会議は除く）がある場合には, 作業当日の参加人数に300円を乗じた額について, 当日の食糧費（お茶等）への充当を認める。 ※ 地区敬老行事を開催する場合には食糧費（アルコール類を除く飲料及び弁当等）も対象とする。
役務費	郵便料等の通信運搬費, イベント開催に係る保険料等
委託料	専門事業者や団体への業務委託, 機械の保守点検等
使用料及び賃借料	事務機器や物品等のリース料
備品購入費	事務機器や活動に必要な器具の購入費等 ※ 備品は耐用年数等を考慮し購入すること ※ 備品台帳を備え付けること
原材料費	活動に必要な材料費
その他の経費	上記経費区分以外で, 市長が特に必要と認める経費

様式第1号 (第7条関係)

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金交付申請書

年 月 日

守谷市長宛て

協議会名称	
代表者氏名	印
所 在 地	
連 絡 先	(担当者)

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付金申請額 _____ 円

添付書類

- 1 交付対象活動計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）

様式第 2 号（第 7 条関係）

交付対象活動計画書

1 協議会名称	
2 活動内容（実施時期・支出 予定額）	
3 活動の目的 及び効果	
4 備考	

様式第 3 号（第 7 条関係）

収支予算書

協議会名称

収入

(単位：円)

区分	収入予算額	積算内訳
合計		

支出

(単位：円)

区分	支出予算額	交付金 充当額	積算内訳
合計			

様式第 4 号（第 8 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長

年 月 日付で申請のあった守谷市まちづくり協議会活動支援交付金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付の可否	
交付決定額	円
交付可否の理由	
備考（交付決定額の内訳等）	

様式第 5 号（第 9 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金変更等申請書

年 月 日

守谷市長宛て

協議会名称
代表者氏名 印
所 在 地
連 絡 先 (担当者)

年 月 日付で交付決定のあった守谷市まちづくり協議会活動支援交付金について、下記のとおり交付対象活動計画（収支予算）を変更（中止）したいので申請します。

記

交付決定額	円
変更（中止）後の交付申請額	円
変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	

様式第 6 号（第 9 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金変更等可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長

年 月 日付で申請のあった守谷市まちづくり協議会活動支援交付金変更等については、下記のとおり決定したので通知します。

記

変更（中止）の可否	
変更（中止）後の交付決定額	円
変更（中止）の内容	

様式第 7 号（第 10 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金実績報告書兼交付請求書

年 月 日

守谷市長宛て

協議会名称
代表者氏名 印
所 在 地
連 絡 先 (担当者)

年 月 日付で交付の決定を受けた活動が終了しましたので、関係書類を添えて報告し、守谷市まちづくり協議会活動支援交付金の交付を請求します。

記

交付決定額	円	
既交付額	円	
交付請求額	円	
交付金返還額	円	
完了年月日		
交付対象活動の効果		
添付書類	1 交付対象活動実績書（様式第 8 号） 2 収支決算書（様式第 9 号） 3 交付対象経費の支払を証する書類の写し 4 積立金がある場合は、積立状況が分かるもの 5 その他市長が必要と認める書類	
振込先	金融機関	
	預金種類	当座 ・ 普通
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義	

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

交付対象活動実績書

1 協議会名称	
2 活動実績（実施時期・支出額）	
3 活動の効果	
4 今後の展開	
5 備考	

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

収支決算書

協議会名称

収入

(単位：円)

区分	収入決算額	決算内訳
合計		

支出

(単位：円)

区分	支出決算額	交付金 充当額	決算内訳
合計			

様式第10号 (第11条関係)

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金確定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長

年 月 日付 第 号で交付決定した守谷市まちづくり協議会活動
支援交付金については、年 月 日付で提出されました守谷市まちづくり
協議会活動支援交付金実績報告書兼交付請求書に基づき、内容を審査した結果、
交付金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 確定額 円

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金概算払請求書

年 月 日

守谷市長宛て

協議会名称	
代表者氏名	印
所 在 地	
連 絡 先	(担当者)

下記のとおり，守谷市まちづくり協議会活動支援交付金の概算払いの交付を請求します。

記

交付決定額	円	
概算払交付請求額	円	
概算払交付申請理由		
振込先	金融機関	
	預金種類	当座 ・ 普通
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義	

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動協議書

年 月 日

守谷市長宛て

協議会名称 _____
代表者氏名 _____ 印
所 在 地 _____
連 絡 先 _____ (担当者)

下記のとおり，特定活動を実施したいので申請書に添えて協議書を提出します。

記

1 積立金により実施しようとする活動名

2 活動の実施年度 _____ 年度

3 活動の概要

4 想定活動費 _____ 円

5 積立期間・積立計画

積立年度	積立額
年度	円
年度	円
年度	円
年度	円
年度	円
合計	円

※ 市長が必要と認める書類を添付すること

様式第13号 (第13条関係)

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動承認通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長

年 月 日付で提出がありました守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動協議書について、下記のとおり特定活動として承認したので通知します。

記

- 1 積立金により実施しようとする活動名
- 2 活動の実施年度 _____ 年度
- 3 想定活動費 _____ 円
- 4 積立期間・積立計画

[illegible]

様式第 1 4 号（第 1 4 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動変更等協議書

年 月 日

守谷市長宛て

協議会名称	
代表者氏名	印
所 在 地	
連 絡 先	(担当者)

年 月 日付で承認を受けた 年度特定活動について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて変更等協議書を提出します。

記

特定活動名	
変更（中止）後の積立金額	円
変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	

※ 市長が必要と認める書類を添付すること

様式第 1 5 号（第 1 4 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動変更等可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長

年 月 日付で提出がありました守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動変更等協議書について、下記のとおり特定活動の変更等の可否を決定したので通知します。

記

特定活動名	
変更（中止）の可否	
変更（中止）後の積立金額	円
変更（中止）の内容	

様式第 1 6 号（第 1 5 条関係）

守谷市まちづくり協議会特定活動実施報告書

年 月 日

守谷市長宛て

協議会名称	
代表者氏名	印
所 在 地	
連 絡 先	(担当者)

下記のとおり,守谷市まちづくり協議会特定活動を実施したので報告します。

記

積立年度及び額	年度 円 / 年度 円 / 年度 円 / 年度 円
特定活動に要した額	円
積立金返還額	円
特定活動名	
特定活動の概要	
特定活動協議書との相違点	
特定活動完了年月日	
添付書類	1 特定活動収支決算書（様式第 1 7 号） 2 特定活動に要した額を証する書類の写し 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 1 7 号（第 1 5 条関係）

特定活動収支決算書

協議会名称

収入

(単位：円)

区分	収入決算額	決算内訳
合計		

支出

(単位：円)

区分	支出決算額	決算内訳
合計		

様式第 18 号（第 16 条関係）

守谷市まちづくり協議会特定活動精算額確定書

第 号
年 月 日

様

守谷市長

年 月 日付で提出がありました守谷市まちづくり協議会特定活動実施報告書について、下記のとおり精算額を確定したので通知します。

記

特定活動名	
特定活動に要した額 （報告額）	円
特定活動に要した額 （確定額）	円
積立金返還額	円

様式第 19 号（第 17 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長

年 月 日付 第 号で交付決定した守谷市まちづくり協議会活動
支援交付金については、下記のとおり取り消します。

記

取消種別（全部・一部）	
取消内容（一部の場合）	

様式第 2 0 号（第 1 7 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金特定活動承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長

年 月 日付 第 号で承認した守谷市まちづくり協議会活動支援
交付金特定活動については、下記のとおり取り消します。

記

取消の範囲（全部・一部）	
取消理由	
取消内容（一部の場合）	

様式第 2 1 号（第 1 8 条関係）

守谷市まちづくり協議会活動支援交付金等返還通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長

年 月 日付 第 号で交付決定した守谷市まちづくり協議会活動
支援交付金等について、下記のとおり返還を命じます。

記

返還種別及び範囲（全部・ 一部・積立金）	
返還額	円
返還理由	